

別表十二（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で保険業法第3条第1項（免許）に規定する免許を受けて損害保険業を行うもの等が措置法第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）又は第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「積立率9」の欄は、措置法令第33条の2第6項から第8項まで、第20項若しくは第21項（保険会社等の異常危険準備金）又は第33条の3第2項（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）に規定する割合を記載します。
- 3 「 $(8) \times \frac{\text{相当額24}}{100}$ 」の欄は、措置法令第33条の2第4項第1号に掲げる保険及び措置法第57条の6第1項に規定する原子力保険にあつては0を、措置法令第33条の2第4項第2号から第4号までに掲げる保険及び共済にあつては同条第14項第2号に規定する割合を適用して計算した金額を記載します。